



税務署長殿

- 非課税適用確認書の再交付申請書
- 未成年者非課税適用確認書の再交付申請書

<b>1 申請者に関する事項</b>		提出年月日	令和	年	月	日
(フリガナ)		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年	月	日
申請者氏名		整理番号				
申請者の住所	〒		—			
			電話	—		
旧租税特別措置法第37条の14第5項第6号又は租税特別措置法第37条の14の2第5項第7号に規定する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を申請します。						
理由	<input type="checkbox"/> 紛失のため <input type="checkbox"/> その他 ( )					

<b>2 金融商品取引業者等の営業所に関する事項</b>		※整理番号	
(フリガナ)		確認書類の名称	
営業所名称			
営業所所在地	〒	—	
		電話	—
(フリガナ)		営業所の 受理日付  	
営業所長氏名			
(フリガナ)			
作成担当者氏名			

※税務署 処理欄	整理簿	内容確認	決裁	統括官	担当者	再交付	確認
			・	・		・	・

## 非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、申請者が、税務署長から交付を受けた非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を紛失等したため、その非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書（以下「紛失確認書」といいます。）の再交付（非課税適用確認書の場合は非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同一の勘定設定期間に係る確認書）を受けようとする場合に使用してください。申請者は、当該申請書を非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に提出し、提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、次に掲げるような場合には、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を行いませんので、ご注意ください。

- (1) 非課税適用確認書

過去にこの申請書の記載内容に該当する非課税適用確認書が交付されていない場合

- (2) 未成年者非課税適用確認書

イ 申請者がその年の1月1日において18歳である年の前年10月1日以後にこの申請書を提出した場合

ロ 過去にこの申請書の記載内容に該当する未成年者非課税適用確認書が交付されていない場合

- 2 申請者は、この申請書を提出する際、非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に、租税特別措置法施行令第25条の13第26項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第26項に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、その告知した事項につき確認を受けてください。

なお、提示を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、この申請書に、告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている場合には、この申請書を受理することはできません。

### I 申請者に関する事項の記載要領

- 1 申請書の区分（非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書）に応じて□にチェックを付してください。
- 2 「整理番号」欄には、紛失確認書に記載された整理番号が分かる場合には、その整理番号を記載してください。
- 3 「理由」欄は、該当する理由のチェック欄□にチェックを付してください。  
なお、「その他」に該当する場合には、かつこ内に具体的な理由を記載してください。

### II 金融商品取引業者等の営業所に関する事項の記載要領

- 1 「確認書類の名称」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者から提示された租税特別措置法施行令第25条の13第26項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第26項に定める書類の名称を記載してください。
- 2 「確認者」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者が告知した氏名、生年月日及び住所と上記1の書類に記載された氏名、生年月日及び住所との一致を確認した者が、署名してください。
- 3 「作成担当者氏名」欄には、この申請書について回答できる担当者の氏名を記入してください。

「※」欄は、記載しないでください。